

事前評価調書

I 事業概要																																																																											
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））																																																																										
地区名	きたしたらくんしたらちょうつ くあざしもごや 北設楽郡設楽町津具字下古屋																																																																										
事業箇所	北設楽郡設楽町津具字下古屋 地内																																																																										
事業のあらまし	経年変化により老朽化した治山施設の一部を取り壊し、コンクリート増厚を行うことにより機能の回復を図る。																																																																										
事業目標	【達成（主要）目標】 経年変化により老朽化した治山施設の機能回復を図る。																																																																										
事業費	事業費		内訳																																																																								
	12百万円		■工事費12百万円、□・■用補費11万円、□・■その他0百万円																																																																								
事業期間	採択予定年度	平成29年度	着工予定年度	平成30年度	完成予定年度	平成30年度																																																																					
事業内容	谷止工（コンクリート増厚）1個																																																																										
II 評価																																																																											
①事業の必要性	1) 必要性	当該箇所では、既存治山施設が経年変化により老朽化し、その機能を十分に発揮できず保全対象（町道油戸尤線）に被害を及ぼすおそれがある。以下略。 また、費用対効果分析結果（B/C）は9.38となり、基準値である1.0を超えており、効果が期待できる。																																																																									
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																																																																								
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td></td> <td>↔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>↔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>↔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・既設取り壊し工</td> <td></td> <td>↔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・谷止工（コンクリート増厚）</td> <td></td> <td>↔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="3">12</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table>										H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	工種区分	調査・設計		↔							用地補償		↔							工事		↔							・既設取り壊し工		↔							・谷止工（コンクリート増厚）		↔							事業費（百万円）		12							
			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36																																																																	
	工種区分	調査・設計		↔																																																																							
		用地補償		↔																																																																							
		工事		↔																																																																							
・既設取り壊し工			↔																																																																								
・谷止工（コンクリート増厚）			↔																																																																								
事業費（百万円）		12																																																																									
2) 地元の合意形成	地元説明会を経て合意済み																																																																										
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																																																									

		<p>【理由】 事業計画に無理がなく、地元の要望もあるため、事業の実効性が期待できる</p>
<p>Ⅲ 対応方針</p>		
<p>妥当</p>	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>	
<p>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>		
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】</p>		